

地域医療支援病院の承認を受けました

当院は、平成 29 年 9 月 22 日付で地域医療支援病院の承認を受けました。

地域医療支援病院とは

地域医療支援病院とは、地域の中核病院としてかかりつけ医・かかりつけ歯科医を支援するとともに、地域の医療機関と相互に連携・協力しながら切れ目のない医療を提供する「地域完結型医療」の中心的役割を担う病院として、都道府県知事の承認を受けた病院です。

地域医療支援病院としての役割をしっかりと果たすことにより、地域全体の医療の質を向上させ、地域の皆さまによりよい医療を提供してまいりたいと考えております。

地域医療支援病院の役割

地域医療支援病院の主な役割を紹介いたします。

①紹介患者に対する医療の提供

地域の診療所・クリニックなどのかかりつけ医から紹介いただいた患者さんに対し、高度な検査、入院・手術などの専門的な治療を行います。病状が安定したあとはかかりつけ医での診療を続けていただけるよう診療所・クリニックに紹介いたします。

当院は、地域の医療機関と役割を分担しながら、当院でしか行うことができない医療を提供し、病気の早期発見や総合的なケア・健康相談などは、診療所・クリニックにおまかせする2人主治医制を提案しております。



②医療機器、その他設備などの共同利用

保有する大型医療機器、共同利用病床、図書室や会議室等を、地域の医療機関が利用することができます。

当院では、かかりつけ医の診療を支援するため、CT、MRIなどの医療機器の共同利用を行っております。事前にかかりつけ医から予約をお受けし、患者さんに検査を受けていただいたあと、検査結果をお返ししております。また、かか

りつけ医から紹介いただいた患者さんを受け入れる共同利用病床を用意するとともに、紹介患者さんの電子カルテを参照できる仕組みをもうけ、入院中でもかかりつけ医が紹介患者さんの状態を把握できるようにしております。

③救急医療の提供

入院治療を必要とする重症救急の患者さんに対し、24時間体制で必要な検査、治療を行います。

当院は、救命救急センターとして、重症救急の患者さんの検査、治療に必要な診察室・処置室・検査室・救急病棟などの施設・設備を整えております。また受け入れに必要な医師、看護師、その他の医療従事者を配置し、24時間受け入れ可能な体制を整えております。

④地域の医療従事者に対する研修会の実施

地域の医療機関や介護施設、調剤薬局などの医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者に対する研修を行います。

当院では、研修目標・研修計画・研修指導体制など、研修を行うのに必要なことを定めた地域研修プログラムをつくり、地域の医療従事者をはば広く対象とした研修会を毎月開催しております。研修会を通じて参加していただいた方の知識・技術が高まり、地域全体の医療の質の向上につながればと考えております。

紹介状をお持ちください

地域医療支援病院に承認されたことにともない、「紹介状なし」で当院を受診する場合の初診時選定療養費を10月1日より税込5,400円に改定しました。

地域医療支援病院のうち500床以上の病院は、初診時選定療養費を税込5,400円以上患者さんから徴収することが義務づけられており、当院はこれに該当します。日頃の健康管理は「かかりつけ医」に診ていただき、入院や専門的な医療、精密検査が必要になったときは、紹介状を書いていただいた上で受診してください。

紹介患者受付窓口について

紹介状をお持ちの方は、正面玄関を入ってすぐ右側にある中央受付1までお越しください。

受付窓口では、紹介状をお持ちの方を優先させていただいております。

- ①紹介状をお持ちの方（受付は午前8時より）
- ②紹介状がなく初めて受診される方（受付は午前8時30分より）

地域医療支援病院の承認に伴う 初診時選定療養費の改定について

～初診の方は「紹介状」をご持参ください～

当院は、平成29年9月に愛知県より地域医療支援病院の承認を受けました。それに伴い、以下の通り初診時選定療養費の金額変更を行いました。

- 国の医療政策（病院と診療所・クリニックの機能分担と連携促進）により500床以上の地域医療支援病院では、初診時に選定療養費(自費)を5,000円(税込5,400円)以上徴収することが義務化されております。
- 地域の診療所やクリニックにて「かかりつけ医」を持ち、必要に応じて紹介状を書いていたいただき、当院をご受診ください。その場合は徴収されません。

平成29年9月30日まで	平成29年10月1日より
3,240円 (税込)	5,400円 (税込)

《初診とは》

- ★ 当院を初めて受診される方
- ★ 以前に当院を受診され病気が治癒もしくは治療が終了(中断)しその後受診された方

《初診時選定療養費を徴収しない方》

- ★ 紹介状を持参された方
- ★ 救急車で来院して緊急な診療を必要とされた方
- ★ 生活保護法の医療扶助を受けている方
- ★ 障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療、難病法医療費助成制度の受給者の方

※ 但し、子ども医療費、母子医療費助成制度受給者の方は徴収対象となります。